

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、ひとり親家庭等医療費給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和6年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
②事務の概要	<p>・新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例に基づき、医療費の一部を支給する。</p> <p>・特定個人情報は、次の事務に使用する。</p> <p>①受給者認定に係る資格の確認、審査 ②変更届の受付、審査 ③喪失届の受付、審査</p> <p>番号法に基づいて、新見市は、新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	・ひとり親家庭等医療費システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・ひとり親家庭等医療費ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・新見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第1、第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所福祉部子育て支援課こども福祉係 電話:0867-72-6115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和4年7月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	・新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例に基づき、医療費の一部を支給する。 ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①受給者認定に係る資格の確認、審査 ②変更届の受付、審査 ③喪失届の受付、審査	・新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例に基づき、医療費の一部を支給する。 ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①受給者認定に係る資格の確認、審査 ②変更届の受付、審査 ③喪失届の受付、審査 番号法の別表第二に基づいて、新見市は、新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和4年7月8日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部こども課	福祉部子育て支援課	事後	課名変更
令和4年7月8日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども課長 山縣 晴美	課長	事後	課名変更
令和4年7月8日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	こども課	子育て支援課	事後	課名変更
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、新見市は、新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法に基づいて、新見市は、新見市ひとり親家庭等医療費給付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長	子育て支援課長	事後	
令和6年7月11日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正